

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

食費等の物価高騰の影響に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付額 児童1人あたり 一律5万円

1. 低所得のひとり親世帯の方

児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを養育している方であって、**以下の①～③のいずれかに該当する方**

- ①公的年金給付等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ②令和3年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
- ③令和5年4月以降、新規で児童扶養手当受給対象者になった方（2の給付金を受給している方を除く）
※令和5年3月分の児童扶養手当受給対象者であった方については、5月に支給しているため申請不要です。

2. 低所得者のひとり親以外の世帯（その他世帯）の方

児童を養育する方であって、以下の①または②のいずれかに該当する方

- ▶児童とは、平成17年4月2日以降（特別児童扶養手当対象のお子さんは平成15年4月2日以降）、令和6年2月末までに生まれたお子さんが対象となります。
- ①令和5年度住民税（均等割）が非課税の方
- ②物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
※令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方については、6月に支給しているため申請不要です。

※両方に該当する場合はどちらか一方のみの支給となります。

申請書が必要な方は、窓口または郵送でお渡ししますので、下記までご連絡ください。
鏡野町ホームページに本給付金について詳細な情報を掲載していますので、ご確認ください。

申請期限：令和6年2月29日(木)必着

- ※ 2に該当する方で、出生等により児童が新たに令和6年3月分の児童手当や特別児童扶養手当の対象となった場合は、令和6年3月15日(金)まで受け付けます。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

有害鳥獣一斉駆除実施のお知らせ

鏡野町鳥獣被害対策実施隊（猟友会員で構成）により、予定表のとおり町内一斉にイノシシ、シカなどの有害鳥獣駆除を実施します。

- 銃器を使用したイノシシ、シカ等の駆除が行われます。
野山に出かけるときは、目立つ色の服装を心掛け、できるだけ見通しのよい道を利用しましょう。
- ワナを見つけたときは、危険ですから近づかないようにしましょう。

安全を最優先に駆除を行います。事故を防ぐために、皆さまのご協力をお願いいたします。

一斉駆除予定日

令和5年12月24日(日)	午前8時から午後4時頃まで
令和6年1月21日(日)	
令和6年2月25日(日)	

※都合により変更される場合があります

お問い合わせ先 鏡野町産業観光課 担当：釜本 電話(0868)54-2987